

目次

第1条	(目 的)	1
第2条	(適用の範囲)	1
第3条	(慶弔見舞金の種類)	1
第4条	(慶弔対応の定義)	1
第5条	(具体的対応)	1
第6条	(慶弔見舞時の対応についての取り扱い細則)	3
第7条	(その他)	3
付 則		3

【慶弔見舞金規程】

（

（

第1条（目的）

この規程は、特定非営利活動法人プロジェクトゆうあい（以下「法人」という）に勤務する正職員並びにその家族に関する慶弔見舞金について定めたものである。

第2条（適用の範囲）

この規程は正職員に適用し、準職員については本規程に準じてその都度定める。

2 法人は、慶弔見舞金の支給を確実なものとし、福利厚生制度の充実を目的として（一財）島根県東部勤労者共済会（以下、「共済会」という）に加入するものとし、共済会の業務規則による。なお、毎月の掛金は全額法人で負担するものとする。

3 この規程の給付金については、共済会からの給付金を控除して支給するものとする。ただし、共済会からの給付金が、この規程の支給事由及び金額について上回る場合は、当該給付金を慶弔見舞金とし、職員及びその家族に支給するものとする。

第3条（慶弔見舞金の種類）

慶弔見舞金の種類は次の各号とする。

- (1) 結婚祝・・・本人が結婚したとき
- (2) 出産祝・・・本人または配偶者が出産したとき
- (3) 傷病見舞・・・本人が傷病（業務上及び業務外）により休職したとき
- (4) 災害見舞・・・本人の住居が被災し、損害を被ったとき
- (5) 死亡弔慰・・・本人、配偶者、扶養する子、又は本人若しくは配偶者の父母が死亡したとき

第4条（慶弔対応の定義）

慶弔対応とは、前条（1）から（5）に対する祝金、傷病見舞金、災害見舞金及び死亡弔慰金支給によるものとする。

第5条（具体的対応）

具体的対応として、以下の各号の区分により定めるものとする。

(1) 祝金 （単位：円）

区 分	対象者	勤続年数	金 額
結婚 (祝金)	本人	勤続3年未満	30,000
		勤続3年以上	50,000
出産 (祝金)	本人及び配偶者	1産児につき	10,000

【慶弔見舞金規程】

※第1項の祝金の内、夫婦で法人に勤務し、第2条の定める適用の範囲にある場合、結婚については当該者それぞれに支給し、出産については、一家族単位を支給対象とし、出産した本人のみに支給する。

※死産の場合は、見舞金として出産祝金の半額を支給する。

(2) 傷病見舞金 (単位:円)

区分	対象者	勤続年数	支給要件	金額
業務上	本人	勤続3年未満	7日以上休業を必要とするとき	15,000
		勤続3年以上		20,000
業務外		勤続3年未満	30日以上休業を必要とするとき	5,000
		勤続3年以上		10,000

※業務上の傷病による療養が長期に及ぶときは、理事会の決定により上記の金額を増額することがある。

(3) 災害見舞金 (単位:円)

区分	世帯主	非世帯主
全焼、半壊など	60,000	30,000
半焼、半壊など	30,000	15,000
一部焼失、損失など	20,000	10,000

※同一世帯の職員が2人以上ある場合は、年長者又は世帯主に対して支給する。

(4) 死亡弔慰金(本人) (単位:円)

勤続年数	世帯主	非世帯主
勤続5年未満	30,000	20,000
勤続5年以上10年未満	60,000	35,000
勤続10年以上	100,000	60,000

※葬儀に際しては、法人名及び理事長名の花輪又は生花を供し、弔電を打つものとする。

(5) 死亡弔慰金(家族) (単位:円)

区分	勤続3年未満	勤続3年以上
配偶者	15,000	30,000
子	10,000	20,000
父母	10,000	20,000

配偶者の父母	5,000	10,000
--------	-------	--------

※葬儀に際しては、法人名及び理事長名の花輪又は生花を供し、弔電を打つものとする。

第6条（慶弔見舞時の対応についての取り扱い細則）

当該職員は「慶弔見舞金申請書」を事由発生後速やかに法人に提出しなければならない。法人は、「慶弔見舞金申請書」を提出した職員に対し速やかに慶弔見舞金を支給する。

- 2 この規程における勤続年数の計算は、採用の日から事由発生日までとし、1年未満の端数は切り捨てるものとする。
- 3 第5条第1項第5号の死亡弔慰金（家族）については、親子、夫婦親族等で法人に勤務し、第2条に定める適用の範囲にある者が複数在籍する場合は、その内の喪主、上席者の順位で優先支給し、一つの弔祭に対して二重支給はしないものとする。
- 4 傷病見舞については、事由消滅後出勤し、再度同一または類似の私傷病により休業した場合は、原則として重ねて支給しないものとする。

第7条（その他）

本規程で定める慶弔見舞金については、社会的経済的情勢の変化により変更することがある。

- 2 本規程の慶弔見舞金について、原因の状況・職位・勤続年数・功績等を勘案し法人が適当と認めたときは、本規程に定められた金額を変更することがある。

付 則

1. この規程は、平成26年6月1日より施行する。
2. この規程は、平成30年4月1日より施行する。

慶弔見舞金支給申請書

申請日 年 月 日

特定非営利活動法人 プロジェクトゆうあい

代表理事 田中隆一 様

所 属		職 名	
氏 名			印

慶弔見舞金の支給を受けるため、次のとおり申請します。

項目	支給事由発生日	備 考	申請額 (円)
①結婚祝金	年 月 日	配偶者氏名	円
②出産祝金	年 月 日	子の氏名	円
③傷病見舞金	年 月 日	傷病名と休業期間	円
④災害見舞金	年 月 日	災害の内容	円
⑤死亡弔慰金	年 月 日	死亡者の続柄と氏名	円
	年 月 日		円
合 計			円

理事長	事務局長	直属の長